

プロジェクト 税効果会計

項目 第 344 回企業会計基準委員会及び第 40 回専門委員会で聞かれた意見
(法人税等会計基準(案)について聞かれた意見)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 344 回企業会計基準委員会(2016 年 9 月 9 日開催)及び第 40 回税効果会計専門委員会(2016 年 9 月 20 日開催)(以下「専門委員会」という。)で議論された以下のうち、(1)について聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - (1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下「法人税等会計基準(案)」という。)の文案の検討
 - (2) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」の移管に関する検討

法人税等会計基準(案)の文案の検討について聞かれた意見

2. 事務局より、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(以下「監査保証実務指針第 63 号」という。)に関する移管にあたって、事務局より、法人税等会計基準(案)について意見を求めたところ、以下の意見が聞かれた。

表現を見直すべきとする意見

(第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (1) 第 5 項及び第 6 項(審議事項(3)-3 では第 5 項から第 7 項)の「企業会計基準第 24 号第 4 項(8)に定める誤謬に該当するときを除き」という規定によって、軽微な誤謬に該当する場合、追徴税額又は還付税額を損益として計上できない取扱いになるのか確認したい。

(第 40 回専門委員会で聞かれた意見)

- (2) 第 4 項の「毎年度の納税申告書に基づき納付する法人税」等という表現につき、「当事業年度の所得に対する法人税」等と変更する事務局の提案に賛成するが、記載が重複している部分があること、また、例えば開示の規定のように「所得に対する」という記載が不要な部分もあるため、文案の見直しを行う必要があると考える。
- (3) 第 2 項で定める範囲の記載と、第 26 項で法人税等会計基準(案)では外国法人税の表示を取り扱っているとの記載とが整合していないため、表現を見直す必要であると考え。

(対応案) 上記(1)から(3)について、審議事項(3)-3 を参照。

- (4) 会計処理について、「損益として計上する」と表現されている部分と「損益に計上する」と表現されている部分があるため、整合させる必要があると考える。

(対応案) コメントを踏まえて記載を見直した。審議事項(3)-3を参照。

不確実な税務ポジションの取扱いに関する意見

(第344回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (5) IFRSにおいて不確実な税務ポジションに関する会計処理の見直しの議論が行われているという状況を踏まえると、現状では重要な課題が指摘されていないため国際的な会計基準との整合性を図らないとする理由は、不適切であると考ええる。

(第40回専門委員会で聞かれた意見)

- (6) 不確実な税務上のポジションについて、国際的な会計基準との整合性を図らないことには、賛成する。ただし、これは詳細に議論した上で結論づけている訳ではないため、結論の背景における表現を見直す必要があると考える。
- (7) 第33項(審議事項(3)-3では第32項)の記載では、監査保証実務指針第63号のどの内容を踏襲したかが不明確であるため、表現を見直す必要があると考える。
- (8) 第33項(審議事項(3)-3では第32項)については、我が国の資産及び負債の認識基準の一般的な考え方を踏まえて、監査保証実務指針第63号における取扱いを踏襲しているという整理になるのではないかと。

(対応案) 上記(5)から(8)について、審議事項(3)-3を参照。

事業税(付加価値割及び資本割)の売上原価への配分に関する意見

(第344回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (9) 事業税のうち特に資本割を合理的な基準に基づき売上原価に配分することができるとする根拠について、財務諸表等規則第84条ただし書きが平成20年の改正により削除されていることとの関係から確認したい。

(対応案) 審議事項(3)-3を参照。

3. 事務局より、法人税等会計基準（案）を税効果会計に関する適用指針等とは別に公開草案として公表することについて意見を求めたところ、以下の意見が聞かれた。

（第 344 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

- (1) 法人税等会計基準（案）は、開示も含めて他の税効果会計に関する適用指針等との関連性がないため、先行して公開草案を公表することがよいと考えられる。
- (2) 法人税等会計基準（案）を先行して公表することには同意するが、税効果に関する適用指針の検討や開示の検討を疎かにしないことに留意する必要がある。

（対応案） 審議事項(3)-2 を参照。

以 上